

令和5年度 第8回教育委員会 議事録

会議次第

- 日 時：令和5年11月2日（木） 15時00分
- 場 所：東彼杵町総合会館 教育センター 小会議室
- 出席者：（教育委員）山口直登 （教育委員）橋本茂子
 （教育委員）川原 悟 （教育委員）長下亜希
 （教育長）粒崎秀人 （教育次長）岡田半二郎 （総務係長）遠岳祐二
- 欠席者： ー
- 教育長挨拶
- 議題
 - （1）議事録の承認について

 - （2）議案審議
議案第21号 東彼杵町小中一貫教育導入検討委員会設置要綱の制定について

 - （3）報告事項
 - ① 東彼杵町部活動の在り方に関する検討の経過について
 - ② 不正アクセスによる学校関係者の個人情報漏洩について
 - ③ 問題行動生徒事案に係る経過等について
 - ④ 教育委員会事務局職員の病気休暇の状況について
 - ⑤ 10月行政報告
 - ⑥ 11月行事予定

 - （4）その他
 - ① 令和5年度長崎県市町村教育委員会研究大会について
 - ② 臨時教育委員会及び総合教育会議の開催について

会議記録（報告及び質問又は協議の要旨）

開会 15時00分

教育長挨拶

10月行事の小学校2校の運動会参観へのお礼とその児童等の様子を述べ、また11月定例校長研修会での教育長説示や協議内容等として、各学校での児童生徒の様子や教職員超過勤務状況報告、インフルエンザ感染拡大対策での本町独自のお茶うがいを奨励、また国の調査による過去最高となった不登校児童生徒数の関連事項による不登校緊急対策の環境整備、その他、県市町教育連絡会議での協議議題、また4年ぶりに開催となった民生委員との懇談会報告など、最後に11月5日開催のふるさと芸能発表会への各学校出演を紹介し、挨拶を行った。

議題

（1）議事録の承認について

教育次長

議事録の承認について、事前に送付していましたが10月3日開催の第7回定例教育委員会の議事録の内容確認について、修正及び内容確認等の2名の教育委員から連絡があったことを報告し、字句の修正部分を口頭で説明のうえ訂正をお願いした。なお、その修正した内容をもって承認を求めた。

教育長及び教育委員全員の意見

修正内容をもって、承認を受ける。

（2）議案審議

教育長

これから議案の審議を行います。

議案第21号、東彼杵町小中一貫教育導入検討委員会設置要綱の制定についてを議題として審議を行います。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育次長

議案第21号、東彼杵町小中一貫教育導入検討委員会設置要綱の制定についてを説明します。

東彼杵町小中一貫教育検討委員会設置要綱を、別紙の通り制定することについて、教育委員会の承認を求めるものです。

提案の理由ですが、町立小中学校が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育

課程を編成し、系統的な教育を目指す小中一貫教育の導入を検討することを目的として、その検討委員会の設置及び所掌事務並びに組織構成等に関し、必要な事項を要綱に定める必要があるためです。

まず第1条では設置目的を挙げております。

第2条では所掌事務を第1号から第5号までを掲げており、第1号で東彼杵町立小中学校における小中一貫教育導入の是非について。

第2号で小中一貫教育の基本方針に関すること。

第3号で小中一貫教育の学校運営に関すること。

第4号で校舎及び施設形態に関すること。

第5号では、前各号に掲げるもののほか、前条に規定する検討委員会の目的を達成するために必要な事項ということで、5項目でございます。

第3条で組織を謳っています。

第1号から第12号まであり、それぞれ関係機関及び団体等での代表者や長をもって充てるということで、整理をしております。

次に第4条になります。

任期として、検討委員会の任期は、答申の期限までとするとしております。

第5条で委員長及び副委員長を定めており、その選任方法は互選により、決めることにいたします。

第6条では、会議として、会議の招集は委員長が招集し、委員長が議長となると規定しております。

第7条での部会ですが、検討委員会での協議を進めるに当たり、それぞれ専門的な事項の調査検討が必要になることがありますので、そういった事項については、その調査研究のための部会を、設置するというようにしております。

また部会の組織については、各学校長や学校から関係する先生方、事務局職員、その他協議にあたって委員会が必要と認める者を含めて構成をしたいとしております。

関係する部会は、別表第1で掲げておりまして、学校総務部会、学校教育部会、学校施設部会の3部会を考えております。

次に第8条では事務局の内容を規定しております。

事務局は学校教育係に置くとしております。

第9条では、その他としてこの要綱に定めるものとかは、委員長が別に定めるとしてあります。

また、附則において、この要項は公布の日から施行するとしてあります。

要綱制定の説明は、以上です。よろしく申し上げます。

教育長

これから質疑を行います。

山口委員

前回の定例委員会で、協議事項として出された内容と変更した部分がありますか。

教育次長

ありませんが、前回の資料にありました要綱の条文上での説明書きの不要な部分は削除しております。

川原委員

この検討委員会に教育委員は入ることになりますか。

教育次長

この検討委員会には入りません。

この検討委員会は、教育委員会からの諮問を受けることになり、その答申を教育委員会に行うことになります。

教育長

質疑をお願いいたします。

私から確認ですが、この検討委員会が立ち上がって、検討会議を始められたら、会議が終わったら、その都度、定例教育委員会へ報告していくということになりますか。

教育次長

進捗状況としてでしょうか。

検討事項次第になるかと思われます。

その中で何か決まったことに関しては報告をしながら、色々な調査研究をして参りますので、検討議題内容によって、随時報告していた方が、最後の色々な審議をいただく場合には審議しやすくなると思いますので、一応そのよう事に努めていきたいと思えます。

教育長

議事録の公表はどうなりますか。

教育次長

議事録は取るようにしていきたいと思えます。議事録も要約的なものになりますが、どのような意見が出たかっていうことが分かりやすいので、対応できればと思えます。

教育長

一旦、この要綱がここで承認された後で、検討委員会のメンバーが集まって、訂正や変更等の意見が出た場合の対応はどうなりますか。

教育次長

要綱の改正は可能です。その必要性があればその都度改正ができます。

教育長

他に質疑はありませんでしょうか。

山口委員

部会の件ですが、各部会で調査研究をしたものについては、この検討委員会の中でも、協議されることになりますか。

教育次長

部会は、検討委員会の求めに応じて調査事項の調査研究を行いますので、部会で調査研究した事項や協議したものは、検討委員会へ報告することになります。

またその結果については検討委員会でも審議することにもなります。

山口委員

各部会でも各調査研究事項がかなりあるようなので、時間がかかるよう気がしますが、どれぐらいの程度の中で出されるのか、そこにもよるとは思いますけどどの様な形になりますか。

教育次長

今回の小中一貫教育導入に関しては、分離型での導入を図っていきますので、分離型ではどうしたらよいかというところをまず整理していただくことになると思います。

山口委員

計画では、導入の是非を令和6年度末までと言われてはいますが、その後計画としてはどうなりますか。

教育次長

分離型での小中一貫教育導入の是非を令和6年度末までに決定しますが、その結果を受けて令和7年度中に基本方針や学校運営システムなどの具体的な制度づくりをまとめて、令和8年度中にその内容を基に導入の準備を進め、その後令和9年度から小中一貫教育導入の計画となります。

まずは検討委員会ですが、分離型での小中一貫教育の基本方針や学校運営システムがまとまれば、その後は小中一貫教育導入準備委員会という形に変えて進めていくことになろうかと思えます。

川原委員

導入是非の検討段階で、まだ導入しないと決定したら、この検討はそこで終わりになるのでしょうか。

教育次長

そのようなことになります。

まずは、分離型での小中一貫教育の導入ですが、将来的に、いずれそこに校舎の建て替えや児童生徒数の減少といった他の要因が加わってきたときに、一体型による小中一貫教育を協議することが改めて出てくることもあるかもしれません。

教育長

小中一貫教育を分離型でスタートして、いずれそこに校舎の建て替えというものが関わってきます。

その後、一体型で行くような形になった時、そこまでの間に分離型で、どの程度までの一貫教育ができるのかということになるかと思えます。

橋本委員

分離型でも小学校は1つにまとめることになりませんか。

教育長

小学校も分離型です。

橋本委員

この検討段階では、1つにまとめることはないのでしょうか。

教育次長

今回の検討には、一体型までの検討は想定していない。仮に一体型とする場合には、小中3校をまとめることになります。

教育長

小学校だけでは統合になります。

橋本委員

優先順位として、校舎の問題が先になりますか。

教育次長

校舎の問題は、未だ後のことになります。

ソフト面を先ずは重視して、そのために中学校の大規模改修を進めてきており、屋上、外壁改修は終了し、現在、校舎内部改修を行っているところですが、3年計画での改修工事になります。

中学校の校舎の耐用年数はあと18年ぐらいありますので、そのぐらいまでは使えるように持っていくことにしております。

教育長

他にご質問ありませんか。

川原委員

第7条の第3項と第4項の関係になりますが、各部会の部会長は、部会内での互選ではなく、検討委員会が指名するものと理解してよいのでしょうか。

教育次長

その通りです。互選でなく、検討委員会が指名することになります。

教育長

他に質疑ありませんか。

教育委員全員

異議なし。

教育長

では質疑なしと認めます。

これから議案第21号、東彼杵町小中一貫教育導入検討委員会設置要綱の制定

についての承認を求めます。

お諮りします。原案の通り承認することに異議ありませんか。

教育委員全員

異議なし。

教育長

はい、異議なしと認めます。

従いまして、議案第21号、東彼杵町小中一貫教育導入検討委員会設置要綱の制定については、審議の通り承認することに決定いたします。

以上で議案の審議を終わります。

(3) 報告事項

① 東彼杵町部活動の在り方に関する検討の経過について

教育次長

部活動の在り方に関する検討の経過についてですが、既に検討委員会を設置して、会議を2回開催しています。

第1回目の会議では、休日の部活動を地域移行への趣旨、本町の現状、部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針等の説明を行い、今後の検討スケジュールを協議しています。

第2回目の会議では、具体的な検討に入っており、県からも担当の地域推進リーダーの方を迎えて、今後の進め方や県下の状況などの説明を受けました。

また、現状把握と部活動の在り方などについて、小学生、中学生、小学校と中学校の先生方と外部指導者、また保護者などへのアンケートを取って、在り方検討の参考にすることにしております。

(以降、添付資料により説明を行う。)

② 不正アクセスによる学校関係者の個人情報漏洩について

総務係長

学校で使っていますICT教育アプリのデータベースに、サイバー攻撃による不正アクセスがあり、町立学校に在籍する一部の児童生徒及び教員の情報が漏洩した事実が判明しました。

この事件があったのが10月10日で、アプリ会社の方から報告があり説明を受けました。

実際に漏洩した個人情報は、一部の児童生徒、教員の情報で、1つはマイクロソフトアカウント、学校名、氏名、クラス、出席番号の内容です。

件数は、東彼杵中学校が生徒52名、教員2名、彼杵小学校45名、教員2名、千綿小学校はゼロ件です。なお、既に対応は済んでおり、被害報告等はあ

っておりませんし、各学校で利用している他のシステムへの影響はなく、今後の使用についても影響はないと報告を関係者から受けています。

また、これに関しては10月23日月曜日夕方に、各学校から保護者にも連絡を行っています。

また、これとは関係ありませんが、児童生徒が使用しているタブレットの使用時間に制限をかけるようにしました。

夜は、23時から翌朝5時まででは使えないように致します。制限を11月から行います。

③ 問題行動生徒事案に係る経過等について

教育次長

報告内容の説明を行う。

なお、説明においては、個人情報を含むことから、議事録に説明及び質疑内容の詳細を記載することを省略することで、教育委員からの承認を得て進める。

(説明内容及び質疑内容等は省略)

④ 教育委員会事務局職員の病気休暇の状況について

教育次長

教育委員会の事務局職員の病気休暇状況について説明を行う。なお、説明においては、個人情報を含むことから、議事録に説明及び質疑内容の詳細を記載することを省略することで、教育委員からの承認を得て進める。

(説明内容及び質疑内容等は省略)

⑤ 10月行政報告

教育次長

資料により、説明を行う。

⑥ 11月行事予定

教育次長

資料により、説明を行う。

(4) その他

① 令和5年度長崎縣市町村教育委員会研究大会について

日時：11月17日(金) 10:00～15:10

場所：アルカス佐世保

② 臨時教育委員会及び総合教育会議の開催について

日時：11月30日(木) 13:30～17:15

- ・臨時教育委員会 13:30～15:15 教育センター小会議室
- ・総合教育会議 15:30～17:15 教育センター研修室3・4

○次回開催日の開催日程調整

次回定例教育委員会を12月22日（金）の15時から開催することに決定する。

17時20分 閉会

議事録署名

令和6年2月5日

教育委員 山口直登

教育長 粒崎秀人

